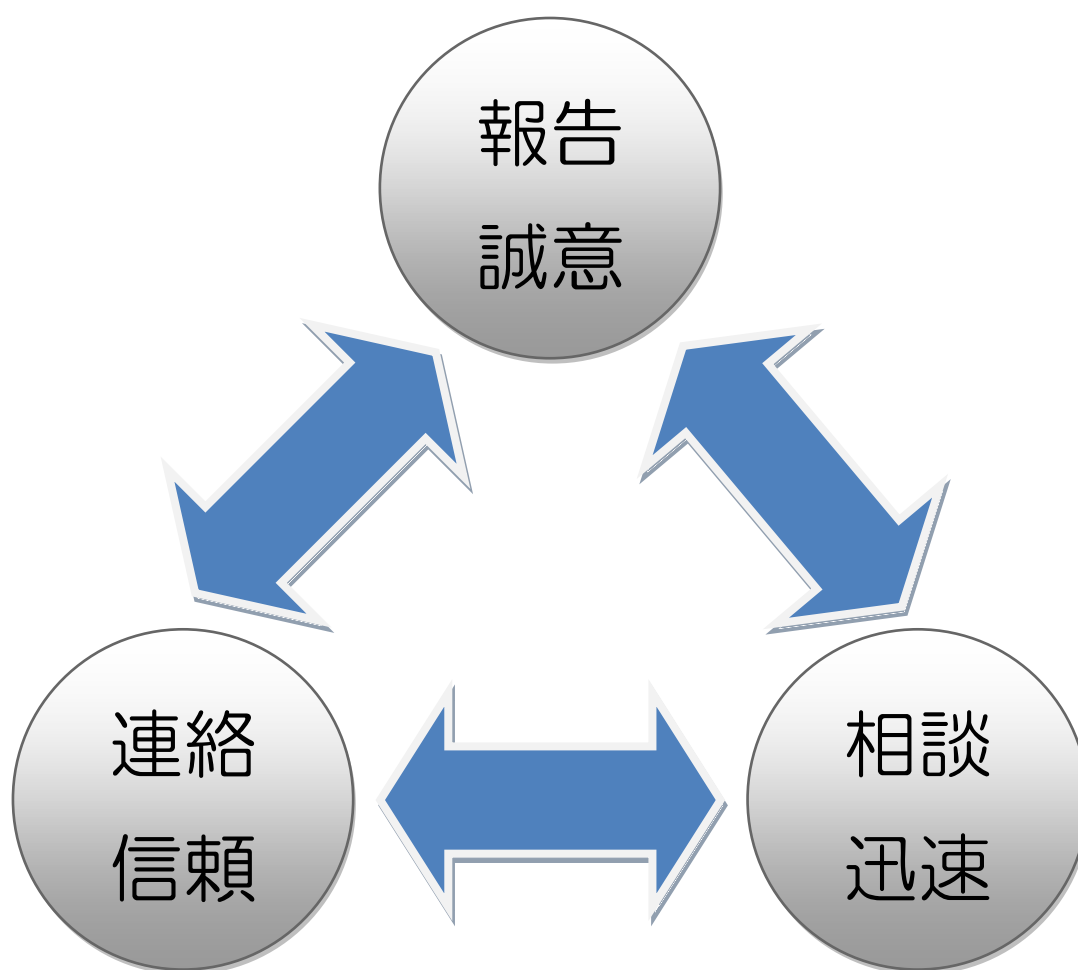


コンプライアンスに関する手引き



長野県上伊那農業高等学校
モラル向上委員会

1. 非違行為に対する本校の基本的な方針

☆非違行為は絶対に許されない。

☆非違行為は法に触れる犯罪行為というだけでなく、国民の奉仕者たる公務員として許されざる行為である。また学校へ寄せられる期待や信頼を裏切ることとなる。

☆非違行為は勤務時間中だけでなく、時間外や休日など日や時間を選ばない。

☆非違行為を未然に防ぐため、職員の研修を充実させ、職員間の連携を強化する。

☆万が一非違行為が発生した場合は、被害者や本校生徒、保護者の心情を最優先に行動する。

2. 非違行為を防止するために

①体罰

私たち教職員による体罰は学校教育法第 11 条「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒、及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」で明確に否定されています。また生徒の心身を傷つけ、他の生徒に対しても暴力やいじめを容認することに繋がるだけでなく本校に対する期待や信頼を大きく裏切る行為となります。

～体罰とは～

懲戒の内容が身体的、精神的性質を持つものであり、以下の例があります。

- i 身体へ対する侵害（殴る、蹴る、胸倉を掴むなどの暴力的な行為）
- ii 肉体的苦痛を与える侵害（長時間正座や直立などの姿勢を取らせるなど）

～体罰を防ぐために～

- ・職員研修などで体罰に対する正しい理解と認識を持つ。
- ・指導上の問題を 1 人で抱え込まないように生徒指導係などを中心に組織で対応する
- ・職員間の連携を図り、学校全体で体罰防止へ取り組む
- ・第三者機関や S C の周知徹底と連携強化。
- ・報連相の徹底。職員間、生徒との良好な人間関係づくり

②セクハラ

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」）は被害者に人間不信や不登校など心身に取返しのできない心の傷を残す行為であり重大な人権侵害となります。また学校におけるセクハラをスクールセクハラといい、生徒に対し精神的な被害を及ぼすことを忘れてはいけません。

～セクハラとは～

性的な言動によって相手に不快感を与えることであり、相手が不快に感じればセクハラとなります。

- ・「女の子だから」、「男の子だから」と性別で区別した発言をする。
- ・授業中や部活動中に性に関する冗談を言う。
- ・授業や実習中にやたら生徒の体に触れる。

※勤務時間の内外や場所、対象も生徒や保護者、同僚といついかなる時もセクハラとなりえます。

～セクハラを防ぐために～

- ・校内研修などでセクハラに対する正しい理解と認識を持つ
- ・「冗談のつもり」、「生徒のため」、「指導だから」という誤った認識を持たない
- ・職員間の報連相が円滑に行えるような人間関係づくり
- ・生徒のシグナルを見落とさない、生徒との人間関係づくり

③交通違反

交通違反は事故の有無や違反切符の色など関係なく、運転者が故意的に犯すものがほとんどです。特に飲酒運転や酒酔い運転は免許取り消しや停止など行政上の処分だけでなく、仕事上でも懲戒免職など厳しい処分が待ち構えています。また社会的な目が厳しいことも忘れてはいけません。

～交通違反を防ぐために～

- ・職場内研修などを通じて交通法規の遵守を徹底する。
- ・出張などの時は余裕のある時間を設定する
- ・「ちょっとだけ」、「一瞬だから」という安易な考えをしない
- ・「～だろう運転」ではなく「～ではないか」運転をする。

④個人情報の保護

個人情報とは住所、氏名、年齢、職業など個人に関する情報と言われており、これらの情報により個人が特定されるものを言います。平成17年4月より「個人情報保護法」が施行され、個人情報の管理、保護が厳格に規定されました。生徒や保護者の個人情報を取り扱う学校においても例外ではありません。

～学校における個人情報～

学校における個人情報は以下のようなものが含まれます。

- ・生徒の氏名や住所などが分かる名簿類
- ・生徒の成績や進路などが記入されている名簿
- ・保護者の氏名、住所、職業などが記入されている家庭連絡票
- ・生徒指導関係書類
- など

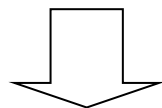
※これらの情報は紙ベースだけでなく、パソコンで作成したデジタルデータも含まれます。

～個人情報を守るために～

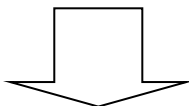
個人情報が流出する先は学校の内外に関係ありません。大切な個人情報を守るために以下に注意しましょう。

- ・我々には守秘義務があることを忘れない
- ・成績処理関係のデータや書類は自宅へ持ち帰らない。どうしても持ち帰る必要があるときは所定の手続きをとる。
- ・データを入れた記録媒体（USBメモリーなど）は肌身離さず持ち歩く。なるべく寄り道はしない。
- ・パソコン使用中に席を離れる場合はスリープモードにするなど誰でも画面が見られる状態にしない。また重要書類は机の上に置きっぱなしにしない。
- ・研究室、農場職員室などに人がいなくなる時は施錠を徹底する。

3. 非違行為が発生した場合の対応



初動対応
○けが人の救護（けが人がいる場合）
・応急処置を行うとともに、救急車の要請をする。



初期対応（概ね当日から数日以内）

☆校長が非違行為の発生を把握

非違行為を起こした本人、他の教職員、生徒や保護者、匿名の通報、警察や各相談窓口からの連絡、報道機関など把握のきっかけは様々

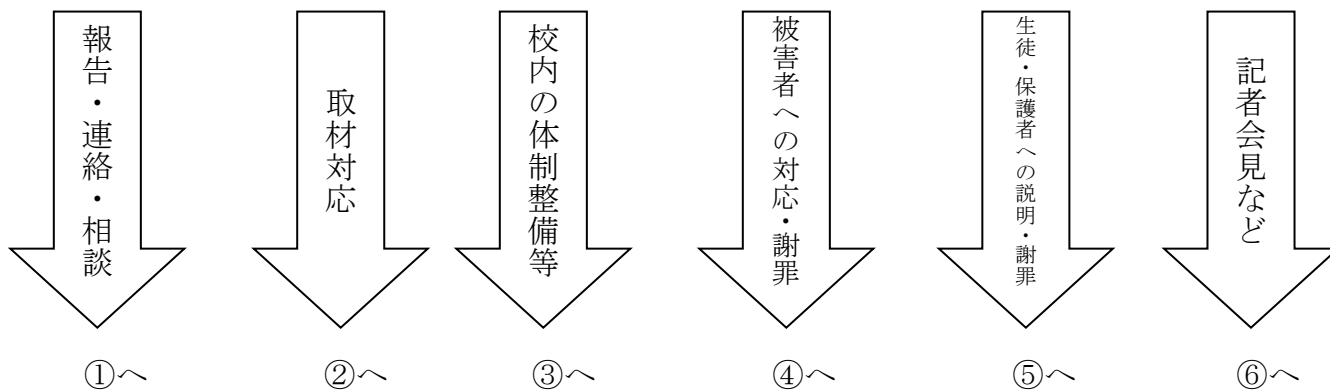
（本人が報告する場合は5W1Hを明確に）

☆事実確認

非違行為を起こした本人、関係職員、被害にあった場合はその被害者などから事情を聞く
生徒が被害者となった場合は、被害生徒の意向やプライバシーに十分配慮し、威圧的な態度にならないよう、迅速に行う

本人が逮捕された場合は警察に面会許可を求め、必要な情報を収集する。またその場合は家族や友人など身近な関係者からも情報を集める。

個人情報を紛失した場合は心当たりのある場所だけでなく、可能性のある場所、帰り道などをくまなく搜索し、紛失した情報の内容を特定する。



①報告・連絡・相談

非違行為を確認

犯罪の可能性あり

まずは・・・

教職員が逮捕されたとき

警察への通報・相談

- ・横領や悪質な体罰など犯罪である場合は警察へ通報、相談する
- ・スクールセクハラなどの性犯罪の可能性がある場合は、被害者と話し合いながら警察へ相談する

・個人情報紛失や盗難の場合は、遺失届や盗難届を提出する

県教委へ連絡・相談

- ①直ちに電話で連絡する
- ②事故報告書（速報）を作成し送付する
- ③重要な情報が確認できたときはその都度適宜統報を入れる
- ④常に情報共有を図りながら、対応について協議する

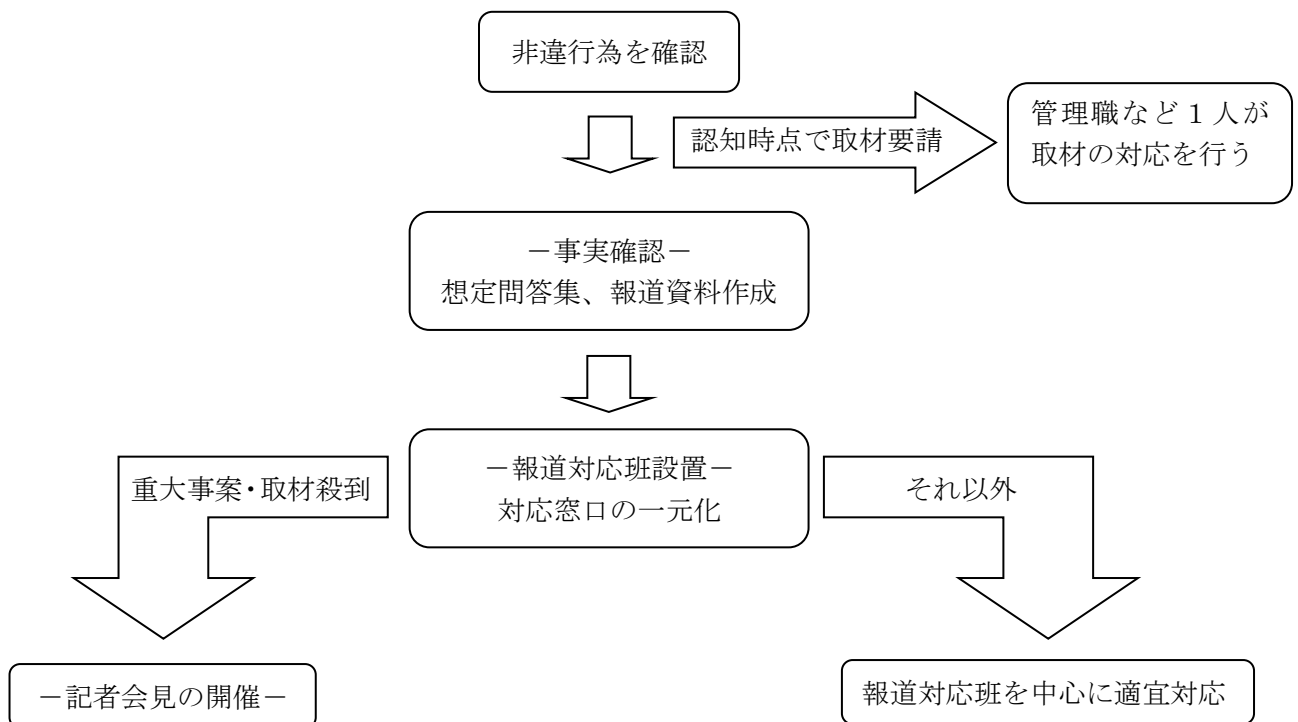
警察の捜査などへの協力

- ・学校が警察に自宅捜索された場合、捜査に協力する。
- ・その際は生徒や保護者、他の教職員の個人情報などの開示などに十分留意する

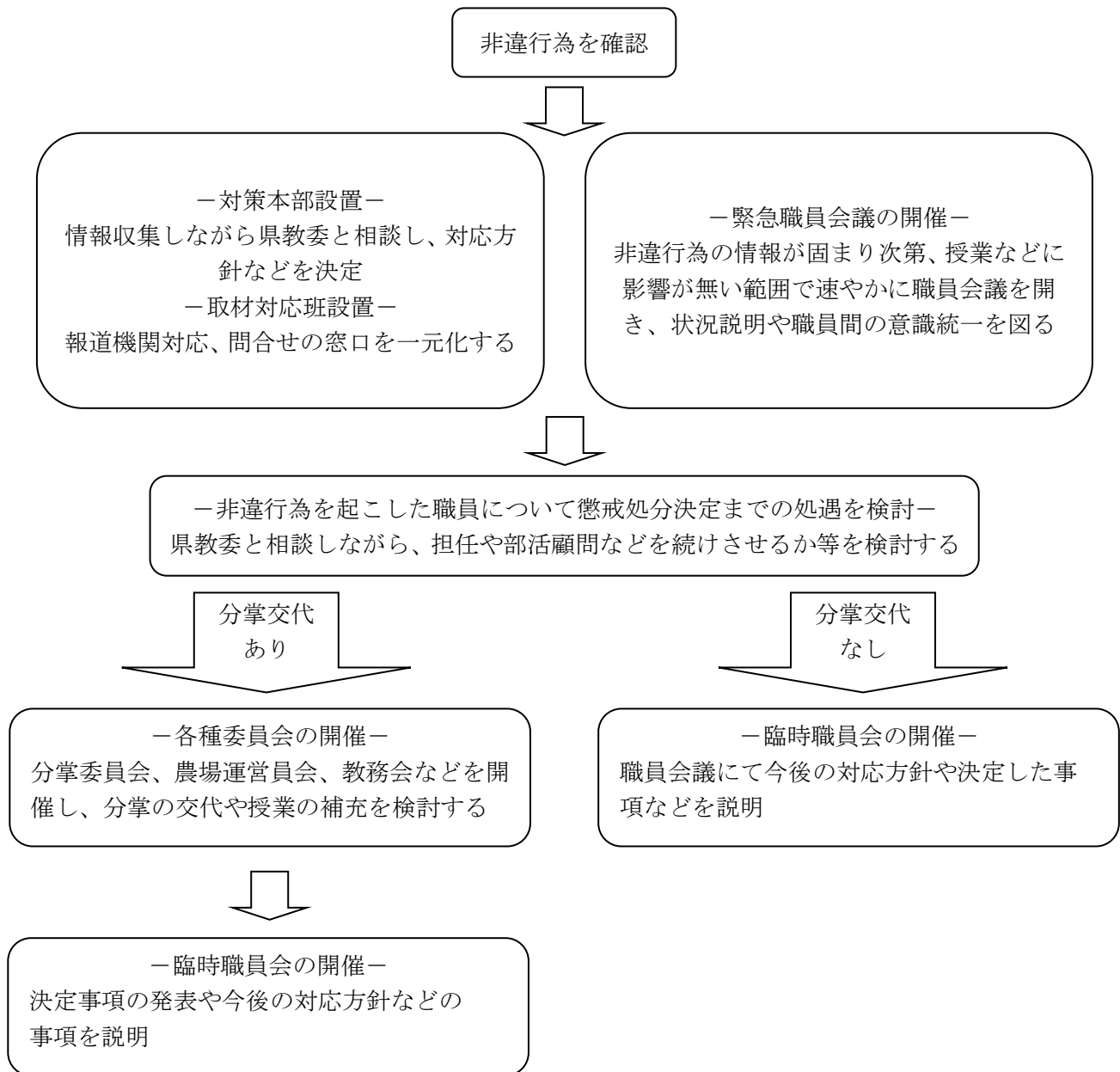
②取材対応

☆取材対応へのポイント

- i 報道機関の背後には、多くの県民や国民の目や耳があることを意識する。
 - 学校が主体的に誠意を持って迅速に対応する。
- ii 「隠蔽体質」や「責任逃れ」は生徒、保護者、地域の信頼を失い、その後も影響を及ぼす。
 - 明らかな事実のみを答え、憶測では話さない。すべての報道機関に公平に情報を提供する。
 - 個人のプライバシーや人権に配慮し、公務員の守秘義務にも留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。
 - 公開できない情報や教育的配慮により取材や情報提供ができない場合は、その理由を丁寧に説明し理解を求める。
- iii 杜撰、不公平な報道対応は報道機関の不信感を招くだけでなく、様々な影響を及ぼす。
 - 報道対応班を立ち上げ、対応窓口を一本化する。また、職員に周知徹底する。
 - 想定問答集や報道資料などを作成するとともに、事件・事故の関係者と情報共有や連携をとる。特に公表によって重大な影響を受ける保護者には事前に説明し、了解を得ることが望ましい。
 - 多数の取材が予想される場合は、事案の状況把握を勘案しながら、記者会見の設定を早急に行う。
 - 取材対応や記者会見のときは、社名、記者名、電話番号、質問内容などを記録する。
 - 時間、場所、立ち入り禁止場所、撮影禁止場所、生徒への直接取材の自粛など校内での取材条件（制限事項）を定め、報道関係者へ伝える。また制限する場合は、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。
- iv その他
 - 取材記録や新聞記事などを一元的に集約し、保存する。
 - 記者会見の詳細などは危機管理マニュアルを参照してください。



③校内の体制整備など



④被害者への説明・謝罪

☆被害者の意向やプライベートに十分配慮して、誠意を持って謝罪・対応する。

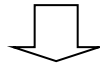
☆被害者が本校生徒の場合は、保護者に連絡を取り、校長・教頭・学級担任が被害者宅を訪れ被害生徒と保護者へ非違行為の説明と謝罪を行う。また被害生徒と保護者の同意が得られた場合は、非違行為を起こした本人も同行させる。

☆被害者が本校生徒以外の場合は、非違行為を行った本人が謝罪を行い、必要に応じて校長が被害者宅を訪れ、非違行為の説明と謝罪を行う。

☆いずれの場合も被害者へ必ず連絡を取ってから訪問すること。また被害者感情に十分配慮する。

⑤生徒・保護者への説明、メンタルケア

非違行為を確認



－ P T A会長などへ説明・協力要請－

非違行為の説明や今後の方針などを説明し、保護者集会を行う時は、協力を依頼
クラスや部活の保護者会などで説明などをする場合は、当該クラス委員長や保護者会長へも
合わせて非違行為の説明などを行い、協力を要請する

重大事案の場合

－生徒への説明・謝罪－

- ①説明・謝罪を行う範囲を決定
担任クラス、部活、全校か
- ②全校生徒へ説明・謝罪を行う場合は、
事前に関係生徒に説明と謝罪をする
- ③本校生徒や保護者が被害にあった場合
は、プライバシーやメンタルケアに特
に注意しながら説明・謝罪を行う

－保護者への説明・謝罪－

- ①説明・謝罪を行う範囲を決定
担任クラス、部活、全校か
- ②全校の保護者へ説明・謝罪を行う場合
は事前に関係保護者に説明・謝罪をする
- ③本校生徒や保護者が被害にあった場合
は、プライバシーやメンタルケアに特
に注意しながら説明・謝罪を行う

説明・謝罪後

－生徒と保護者の心のケア－

- ①日頃から教育相談、教育支援体制を確立しておく。
養護教諭を中心に、学校医、スクールカウンセラーなどと連携を密にとる。
- ②メンタルケア会議（拡大教育支援委員会）の開催
教育支援委員会を中心に養護教諭、スクールカウンセラー、保健主事、学年主任、担任など
で構成する。また事案によって管理職も参加する。会議の内容は以下の通り。
 - i 被害評価と応急対応
 - ・被害評価 「ケガや入院はないか」、「事案発生現場を見ていたか」「被害者や加害者との
関係性」、「事案発生後の様子や言動など、職員や保護者の印象」などを確認し、一覧
表へまとめる。
 - ・応急対応 クラスへの指導や個別相談などの計画立案。
 - ii 保護者と担任、特別支援コーディネーターとの連携促進。
 - iii スクールカウンセラーや病院との連絡、相談。

☆共感的理解に基づき対応する。

☆日常の観察、保健室の来室状況、保護者からの情報、調査用紙などから心の健康状態を把握する。

☆生徒に温かい気持ちで接し、話をじっくり聞く。優しい言葉をかけるなど、悲しみや悩みを共有する。

☆状況に応じて、専門家や専門機関の支援を受けてカウンセリングなどに取り組む。

⑥記者会見など

わいせつや飲酒運転など重大かつ懲戒処分前公表の対象となる非違行為は、「教職員の非違行為に係わる公表ガイドライン」に則って、学校と県教委が連携し、原則として県教委が実施する。

記者会見については上記②番、危機管理マニュアルを参考に対応する。

情報流出案件については、情報の流出や悪用を防ぐため、学校と県教委が連携して記者会見を実施し、事実を公表する。

4. その他

①中・長期対応

・再発防止策の検討、徹底

収集した情報を分析し、非違行為発生の原因を導き出す。

本校生徒が被害者となったわいせつ行為など、特に重大な案件については、県教委とも連携する。

原因に対応する再発防止策を検討し、職員に徹底することで、非違行為の発生を防止する。

平成 27 年 2 月作成

飲酒運転防止のための上農高校共通ルール

飲酒運転に対して社会の厳しい眼が注がれるいま、生徒を指導し、模範的立場にあるべき教員が飲酒運転で摘発されることは、教育公務員及び教育現場に対する信用を著しく失墜させるものであり、大変憂慮すべきことです。

そこで、私たちは飲酒運転の防止及び根絶を目指して、下記の取組みを実施します。

記

1 酒席に先立って

- ・受付担当は出欠確認を下表で行い、2日前を目安に校長に提出する。
- ・飲酒する者は、酒席会場には自家用車で参加しない。
- ・ホテルに宿泊する場合は、出欠確認時に予約する。
- ・飲酒后、自家用車内で仮眠をとるような計画を立てない。
- ・飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

2 酒席に際して

(1) 開会に先立ち実施

- ・受付担当は、出欠確認・受付表で帰宅方法・宿泊予約の確認をする。

(2) 酒席終了時実施

- ・司会担当は、閉会時にあらためて飲酒運転がないことを全員に確認する。

3 対象となる酒席

- ・学年会、教科会、学校全体の酒席等

以上

出欠確認・受付表

NO	氏名	出欠	行き	飲酒する			飲酒 しない
			幹事が手配した自動車の利用を希望	帰宅・宿泊予定		翌朝運転 予定	
				徒歩・交通機関・同乗・迎えなど	宿泊施設		
例1	上農 米太郎	○		○		○	
例2	伊那 花	○	○		○	×	
例3	松野 よう精	○					○

平成 31 年 4 月 24 日

生徒に対する性的行為の根絶に関する上農高校共通ルール

- (1) 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。
相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は近隣の職員に、対応する生徒名・場所を連絡の上で行う。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ ドアには小窓を設置し、その小窓にはポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
 - ・ 部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵を複数で管理する。
- (3) 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (4) 児童・生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (6) 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (7) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長に報告する。あるいは、校外通報・相談窓口へ連絡をする。

平成31年4月24日